

三重とこわか大会三重県選手団交流会 弁当調達業務
企画提案コンペ実施説明書

1. 公募対象業務 三重とこわか大会三重県選手団交流会 弁当調達業務

2. 業務内容 別紙仕様書のとおり

3. 契約期間 契約締結の日から令和4年3月11日（金）まで

4. 契約単価上限 1個あたり1,150円（消費税及び地方消費税85円を含む）

5. 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

（1）食品衛生法に基づく営業許可を受けている弁当調製施設であること。（所在地は三重県内外を問いません。）

（2）当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

（3）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。

（4）三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

（5）三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと

6. 企画提案コンペ参加申込

本事業の企画提案コンペに参加を希望する者は、後述する期日までに三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会事務局（全国障害者スポーツ大会課）（以下「事務局」という。）あてに、企画提案資料を提出してください。

7. 提出を求める企画提案資料

（1）企画提案書

ア 様式、部数

様式は日本工業規格のA4判（10頁以内）、長辺とじとし、提出部数は8部（正本1部、写し7部）とします。

イ 内容

提案書には、イラストや写真を活用しながら、当該業務における御社の強みや工夫点を含め、下記について提案してください。

（ア）メニュー（食材、調理方法）、容器、付属品

（イ）搬入・回収方法

（ウ）衛生管理体制

（エ）キャンセル規程

(オ) その他、契約単価上限内で実施可能な追加提案（あれば）

(2) 見積書：1部

(ア) 当該業務にかかる弁当1個あたりの契約単価を計上してください。

(イ) 「消費税込み」か「外税」かを表記してください。

(3) 企画提案コンペ参加資格確認申請書：1部（第1号様式）

(4) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書（第2号様式）

(5) 提案事業者の概要書：1部

(ア) 提案事業者の概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数、沿革等を簡潔に記載すること。）

(イ) 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、または「代表者事項証明書」の写し

(6) 委任状：1部（必要な場合のみ）

8. 提出方法

(1) 提出期限

令和4年2月15日（火）15時 締切（必着）

(2) 提出場所

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目891 三重県合同ビル4階

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会事務局

（全国障害者スポーツ大会課）

TEL:059-224-2766 / FAX:059-224-2482 / E-mail:sho-spo@pref.mie.lg.jp

(3) 提出方法

- ・郵送または上記提出場所への持参に限ります。
- ・メール及びファクシミリでの提出は出来ません。
- ・企画提案書を郵送にて提出する場合は、提出期限までに電話にて事務局に受理の確認をしてください。

9. 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し

(2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の

写し

※（１）、（２）にあつては新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出（提示）ができない場合は、申立書（第５号様式）を提出（FAX 又はメール可）してください。

10. 最優秀企画提案の選定・評価方法

（１）選定方法

書類審査及びヒアリングを実施し、選定委員会が評価点方式により順位付けを行い、最高得点を獲得した者を特定する方法とします。

選定委員会 ２月１８日（金）１０時００分～（予定）

（２）評価基準

以下の項目等により、企画提案資料を総合的に評価して選定する。

ア 提案における優位性

下記の項目について、それぞれ意欲的な提案がなされており、他の提案者に対する優位性が確認できるか。

- ① 三重らしさや季節を感じさせる工夫が確認できるか。
- ② 栄養や味付け、調理方法等のバランスへの工夫が確認できるか。
- ③ 三重とこわか大会をイメージさせる工夫が確認できるか
- ④ 他の提案者のキャンセル規程より発注者にとってのメリットが確認できるか。

イ 具体性

- ① メニュー（食材、調理方法）、容器、付属品の提案について、それぞれ具体的に確認できるか。
- ② アレルギー対応について具体的な提案が確認できるか。

ウ 実施体制

- ① 搬入・回収方法及び衛生管理体制について根拠が示されており、実施体制にかかる信頼性が確認できるか。
- ② 提案者に、過去に類似の受託実績があると確認できるか。

エ 積極性

仕様書にない追加の提案がなされ、契約単価上限の範囲内で実施できると確認できるか。

オ 経済合理性

- ① メニュー（食材、調理方法）、容器、付属品について、契約単価上限から判断して妥当な選択であることが確認できるか。
- ② 見積額及び積算内訳が適切か確認できるか。

（３）プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションは実施しない。

（４）審査結果の通知

審査結果は、選定後速やかに参加者に通知するとともにホームページにて公表する。

(5) 業務契約の締結

最優秀提案者と契約条件を協議のうえ、見積書の提出により業務契約を締結する。

1.1 企画提案書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間

令和4年1月31日(月)から2月10日(木)15時まで

(2) 質問の提出方法

第3号様式により、書面持参、ファクシミリ、電子メール(sho-spo@pref.mie.lg.jp)にて質問を受け付ける。

(3) 質問の内容

原則として、当該業務に係る条件や応募手続き的な事項に限る。

なお、次の質問は受け付けていない。

- ・企画内容に関する相談
- ・他の応募者の提案書提出状況に関する質問
- ・積算根拠に関する内容
- ・採点に関する内容

(4) 回答方法

受けた質問に対する回答については、質問日翌日(2月10日(木)の質問は2月14日(月))の15時までに、原則三重県ホームページ及び三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会ホームページに掲載する。

1.2 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、下記1.9「担当部局」に記載する所属において示します。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り)が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

なお、契約金額は、見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

(3) 契約及び契約条項の提示は、下記1.9「担当部局」に記載する所属で行います

(4) 契約書の作成は省略します。

1.3 検査

契約条項の定めるところによります。

1.4 契約代金の支払方法

契約条項の定めるところによります。

1.5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

1.6 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」(以下「暴排要綱」という。)第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

1.7 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 契約事務担当所属(下記「1.9 担当部局」)に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

1.8 その他

(1) 提案に必要な費用は、各提案者の負担とします。

(2) 提出のあった各提案書は、返還しません。

1.9 担当部局

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目 891 三重県合同ビル 4階

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会事務局

(全国障害者スポーツ大会課)

TEL:059-224-2766 / FAX:059-224-2482 / E-mail:sho-spo@pref.mie.lg.jp